

平成23年度第2回日野市福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時	平成24年1月19日(木)午後2時30分から午後3時40分
場 所	日野市役所 4階 庁議室
出席委員 (敬称略)	藤田博文、伊藤勲、戸田四郎、中澤洋、滝瀬仁久、菱沼勝、大森宣暁、 春原和洋、林幹高、川久保紀子
欠席委員 (敬称略)	五十嵐平和
会議に出席した 事務局職員	山下義之(福祉政策課長)、高橋登(福祉政策課主査)、 高野幸雄(福祉政策課主事) 大島康二(高齢福祉課長)、松井健太郎(高齢福祉課福祉係長)、 室瀬英(高齢福祉課主事)
会議に出席した 有償運送団体	NPO 法人福祉カフェテリア、社会福祉法人日野市社会福祉協議会、 社会福祉法人幹福社会
傍 聴 者	あり
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介 <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京運輸支局職員(異動に伴う変更)</li> </ul> </li> <li>3 説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○(仮称)高齢者福祉移送サービス事業者補助金制度(案)の 創設について</li> </ul> </li> <li>4 協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>○24年度料金改定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉カフェテリア</li> <li>・日野市社会福祉協議会</li> <li>・幹福社会</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>
配布資料	<b>【事前配布】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回議事録</li> <li>・日野市福祉有償運送運営協議会委員名簿</li> <li>・日野市福祉移送サービス事業者補助金の創設について</li> <li>・24年度料金改定について</li> <li>・市ホームページ掲載内容(日野市福祉有償運送登録団体情報)</li> </ul>

<p>会長</p>	<p><b>1. 開 会</b></p> <p>本日はお集まりいただきありがとうございます。今年度第2回目の福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日は料金改訂に関して多少新しい制度の変更ということでご説明もありますが、いつもどおり活発なご議論をお願いします。それでは議事に沿って始めさせていただきます。まず始めに本協議会の委員に変更がありましたのでご報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>2. 委員紹介</b></p> <p>本福祉有償運送運営協議会の委員に変更がございましたので、ご紹介いたします。選出区分、東京運輸支局長の委員につきまして、昨年11月1日付けの人事異動に伴い、新たに石毛委員をお迎えしました。一言ご挨拶をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>平成23年11月1日付けの人事異動にて、前委員の春原の後任として私が着任してまいりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の会議ではございますが、事前に五十嵐委員から都合によりご欠席との連絡を頂いております。まだ中澤委員がみられていませんが連絡をいただいておりますので時機にいらっしゃると思います。本日の福祉有償運送運営協議会ですが、協議会設置要綱第6条の規定により、委員の過半数の出席を持って開催することになっております。本日11名の委員中9名の方の出席をいただいております。従いまして本日の協議会は成立しておりますのでご報告申し上げます。続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>《 次第、前回の会議録等の確認 》</p> <p>本日、机上に平成23年の源泉徴収票を納めました封筒を置かせていただきましたので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>続きまして、本日の事務局側の職員の紹介をさせていただきます。本日の案件に係わりがある健康福祉部高齢福祉課の職員も出席しております。順番にご紹介いたします。</p> <p>《 関係職員紹介 》</p> <p>なお、本日は傍聴希望が1名ございますのでここで入室していただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p><b>3. 説明</b></p> <p>続きまして次第3番の(仮称)高齢者福祉移送サービス事業者補助制度(案)の創設について事務局よりご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど会長からご説明されたとおり、今回の議題は登録団体の料金改定でございます。その内容につきましましては、高齢福祉課の新たな補助制度の創設に伴う料金改定という形になっておりますので、高齢福祉課の制度改正創設について概要を説明させていただいた後に、料金改定の審議をいただければと考えております。では高齢福祉課より制度の説明をお願いいたします。</p>
<p>高齢福祉課</p>	<p>高齢福祉課では、今まで社会福祉協議会に対して委託で行ってまいりました「日野市ハンディキャブ事業」を廃止し、平成24年度より新たな「日野市福祉有償サービス事業者補助制度」を創設する予定でございます。事業創設の目的ですが、大きく分けて2つございます。1点目は低所得かつ重度の要介護状態にある方の移動手段を安定的に確保すること。2点目は市の助成対象事業の均衡化、公平性を目的として創設しております。現在の状況としましては、日野市より福祉有償運送業者の社会福祉協議会に委託させていただき、タクシー業界に対してはタクシー券を通じて補助制度を設けておりました。これにより低所得の重度要介護者の方については、社会福祉協議会の輸送サービスが一番安価に利用できたということになります。新たな制度を導入することにより、低所得の重度要介護者の方が、この補助事業にご賛同いただいた全福祉有償業者の利用が可能となり、利用機会の拡大、補助対象の均衡化が図れると考えています。事業の詳細については、日野市福祉有償運送協議会に登録されている福祉有償運送業者に対し補助をさせていただきますが、単にこの協議会に登録している業者に対する補助ではなく、低所得かつ重度要介護状態にある方に対し</p>

	<p>て何らかの利用料金の減額措置を取っていただくことが要件になります。なお、この要件は現在、社会福祉協議会に対して委託している事業の利用者要件と一致しているものでございます。補助金額については、実績に応じた補助を想定しています。距離単価については、本人のみが住民税非課税の方に対して減額をしていただいた場合に1キロあたり20円を補助。世帯全員が非課税の方に対し減額をしていただいた場合に1キロあたり50円を上限に補助。ただし60キロを超えた場合は補助対象外となります。定額単価については、運行距離に関係なく定額で単価400円を補助。ストレッチャー対応加算については、兼用車等でストレッチャーを使用して搬送をする場合に運転手に同行補助者を付けた場合に1件あたり2,500円を補助。事務費については、交付申請、請求、実績報告等、事務手続きが生じますので、その事務費を1件あたり150円補助させていただくことを想定しております。ただし、現在までの委託事業と同水準とするため、制限事項として同一人物が1事業所1月あたり3回までの利用と、他の給付を受けて運送する場合は補助対象から除かせていただくことを想定しております。説明は以上でございます。繰り返しになりますが、本事業の審議については、低所得かつ重度の要介護状態にある方の移動手段の安定化、市の助成対象の均衡を図ることを目的としております。委員の皆様にはこの趣旨を踏まえまして、この事業に賛同していただいた福祉有償運送事業者の料金変更についてご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p><b>4. 協議</b>        ありがとうございます。ただ今のご説明に対してご質問などございましたらお願いいたします。</p>
委員 高年齢福祉課	<p>タクシー券とは、こういった補助をされているのですか。        障害をお持ちの方がタクシー券を用いてタクシーを利用された場合に、日野市が助成をさせていただいている事業です。</p>
委員 高年齢福祉課 委員	<p>市民に助成をしているということですか。        そうです。        前回の資料の中で、平成22年度に社会福祉協議会が4,918回輸送を行ったとありますが、その内補助対象に該当する低所得者が何人いて、何回輸送が行われたのか確認させてください。輸送回数が少ないようであれば、ここまで広げる必要があるのか検討しなければいけないと思います。</p>
会長 社会福祉協議会	<p>データはございますか。        23年度の1ヶ月分の延べ人数でしかご提示できませんが、4月の段階で述べ168名の方にご利用いただき、現在の要綱に該当する利用者数は130名、減額ではない方が93名、減額対象の方が75名です。</p>
会長 社会福祉協議会 会長 社会福祉協議会 委員	<p>おひとりの方が何度も利用しているのですか。        はい。1日で何ヶ所か利用するパターンもあります。        人数にすると対象者のほうが多いのですか。        対象者が多いです。        会員100数名のうち、障害者手帳1、2級の方が何人くらいいると示したほうが分かりやすいのではないのでしょうか。</p>
社会福祉協議会 委員	<p>会員の全員が身障者手帳を持っているという訳ではないです。        だいぶ区分されたようだから、1、2級の方がどれくらいいるとか分かっていたほうが良いと思う。</p>
委員	<p>1、2級の方が1ヶ月の内、5日間の利用で5往復するケースもあると思うが、その場合は10回とカウントしているのですか。</p>
社会福祉協議会 委員	<p>行き先のカウントはその様な形でカウントしています。        そうすると4番の事務費について、その辺のデータが見えないと協議に入れないのかと思う。</p>
委員	<p>利用するしないは別として、障害手帳1、2級、要介護3、4、5の非課税の方が何人くらいいるか把握されていますか。</p>
高年齢福祉課	<p>前回の資料3に要介護認定者、身体障害者手帳所持者の数がございます。平成22年度要介護3～5の方は2,342名。その中で住民税非課税の方のフロー集</p>

	<p>計までは処理できない状況のため手元には数字がございません。手帳については、平成 22 年度は 1 級が 1,367 名、2 級が 773 名。こちらも下肢、体幹障害の方のデータはありません。但し、経過措置的に重度低所得でない方も一部含まれますが、大きな枠の中で社会福祉協議会に登録している方が 313 名いらっしゃいます。</p>
委員 係長	<p>何年度の資料ですか。</p>
委員	<p>前回の資料②の実績状況の中、22 年度登録者数等の区分イロハニを合計しますと 313 人になります。</p>
高齡福祉課 委員	<p>身体障害者福祉法第 4 条、この規定がよく分からないのですが、イに該当する方が 119 人でいいということですか。</p>
高齡福祉課	<p>はい。</p>
高齡福祉課	<p>この範囲は、障害者の 1 級から何級までが含まれているのですか。前回の資料③には障害の区分が 1～6 級までありますが、今回は 1、2 級ですよ。その内イが 1、2 級の方ということですか。</p>
委員 高齡福祉課 会長	<p>この資料は他の事業者さんと整合性を合わせるためにイロハニの数字で表しております。社会福祉協議会さんについては委託事業上、過去に利用者の対象範囲を 2 級以上に絞ったこともあり、経過的に利用されていた方もいらっしゃいますが、必ずしもその 1～6 級までの数値の中にいらっしゃるとは限りません。</p>
高齡福祉課 会長	<p>委託事業自体が相当の人数、回数的にも絞られると思いますが。</p>
高齡福祉課 会長	<p>今までの委託事業はあえて絞っていた。回数も 3 回までとなっております。1 人あたり月 3 回までの回数制限があるのですか。</p>
高齡福祉課	<p>はい。</p>
高齡福祉課 会長	<p>平成 24 年度以降も月 3 回とするのですか。</p>
高齡福祉課	<p>補助の対象となる回数が 3 回までです。</p>
高齡福祉課	<p>想定されているのは、利用回数はほぼ同じで移送サービスの提供側を増やすということですか。</p>
高齡福祉課 会長	<p>選択の巾を広げると、1 事業者月 3 回ということで他の事業者さんを利用することによって回数を得る可能性もあります。</p>
高齡福祉課	<p>以前よりも補助総額は増加することを想定されていますか。また全体的に外出の回数が増えればという意図でしょうか。</p>
高齡福祉課	<p>金額の計算方法が全く変わりますので、実際にはどれくらいになるのかは分かりません。</p>
会長 委員	<p>タクシー券は、年間どの程度の補助額になるのでしょうか。</p>
委員	<p>所得や障害の度合いによって異なると思いますが、1 ヶ月基本料金 710 円の券を 3 枚とか 6 枚の割合で支給している制度だと思います。</p>
委員	<p>前回の議事録に平成 22 年度は 1,776 人の利用で 48,362 枚と書かれています。</p>
委員	<p>タクシー券は車いすやストレッチャーを使用しない利用者の方が多いと解釈している。輸送を社会福祉協議会さんをお願いしても利用できない方が多いので、選択肢を増やすという考え方なら分かりますが、ただ単に仕組みを変えたいという形だと私の気持ちの中ではすっきりしない。他の事業所でも車いす、ストレッチャー等に対応している車両や人材を確保していて、回せるかどうか分からない。例えばカフェテリアさんでは車いす車 4 台、回転シートセダン 14 台。多分 5 割以上の方がセダンを利用していると思うが、その方たちは車いす、ストレッチャー等を利用する重度の方だと認識している。そうすると車いすが乗せられるハンディキャブ車での輸送が必要となると思うが、他の事業所でも対応できるのか協議する必要があると思う。</p>
会長	<p>新しい制度ができることにより、今後、各業者さんもその様な方向になるのではないのでしょうか。</p>
委員 会長 委員	<p>増やす可能性もあるのでしょうか。</p>
委員	<p>可能性はあります。</p>
会長	<p>他の施設は分からないが、私のタイプの電動車いすでは施設の車両には乗れないので、社会福祉協議会さんにリフト付きの車両をお願いしている。私の場</p>

委員	合はタクシーと社会福祉協議会さんがなければ駄目だということです。
委員	民間救急も立派な車両を持っています。
会長	一般の私には分からなかった。
委員	情報提供が不十分なのかも知れない。
会長	タクシー業者のように電話をしたら直ぐに来てくれるのであれば利用できるが、知らなかった。
委員	資料の下の図を拝見した感じでは、利用者側も選択肢が広がり、事業者側もこの制度ができれば、さらに牌を増やし沢山供給しようとしてインセンティブになりそうな気がしますので悪い制度ではないと思います。
会長	この制度は福祉有償業者だけに絞っていますが、例えば福祉有償業者の車両に空がなく民間救急に連絡をしたとしても、この補助金の対象外であるため料金がなくて乗れないといった面も含まれる訳です。
委員	タクシー券が使えます。
委員	皆さんタクシー券を貰っていないのですよね。
委員	タクシー券もいただいています。
会長	タクシー券とこの補助制度も両方利用できるということですか。
委員	同じ利用者がタクシー券もあるし、こちらでも利用できるということですか。
高齡福祉課	タクシー券も渡して、なおかつ補助もしますということですか。
会長	はい。高齢者であって、かつ障害者、1、2級下肢、体幹障害をお持ちの方は両方利用できる形になります。
高齡福祉課	確認ですが、タクシー券をいただける方はどういう方ですか。
会長	身体障害者手帳1～3級、あるいは愛の手帳1～3度の方です。
高齡福祉課	年間で何枚支給しているのか分かりますか。
会長	月3枚。ただし障害の1級、あるいは愛の手帳1度の方については月4枚。
委員	これを全て使うとすれば、約月9回補助をされることですかね。福祉有償運送業者さんとタクシーさんどちらにも、市からの補助があるということになります。
高齡福祉課	新しい制度の構図ですが、この補助制度は高齢者、身体障害者だけが対象となり、タクシー券は愛の手帳若しくは身体障害者手帳を保持している方、又は身体障害者だけではなくても対象として障害福祉課が発行している訳ですが、その辺の全体の整合性はどのように考えたら良いのですか。社会福祉協議会の委託要件と同一条件でとあるが、せっかくこのような制度を作るのであれば、知的障害とかにも広げてもいいのではないかと思います。その辺の制度設計というのはどのようにお考えですか。
高齡福祉課	元々の発想が低所得者かつ重度要介護状態で移送が困難な方を想定しておりました。それに基づいてハンディキャブ事業を実施しており、新しい制度もその発想に基づき創始するにあたっては、タクシー券を所管する障害福祉課とも情報交換を行ない今回制度設計させていただいております。今後もいろいろな制度設計や新たな制度、制度改正も出てくると思いますので、お話しいただいた意見を参考とし、今後、必要に応じて制度改正等させていただくことになるかと思っております。
会長	この制度はもう決定ですか。
高齡福祉課	正式なお話になりますと、3月に議会に予算案を上程し市議会の中で承認いただければ確定となります。
副会長	社会福祉協議会さんの委託要件と同一要件ということですが、住民税本人非課税であることの確認方法は、利用者が掲示するのか。または各事業者がそれぞれ調べるのか。今後は複数の事業所が使えとなると複数の事業所に個人情報が入ることになると思うが、どういう形で扱うのか利用者の立場としてお聞きしたいと思います。
高齡福祉課	福祉有償業者を利用する場合は事前に登録していただく必要があります。その際に住民税の非課税証明書等を掲示していただくことを想定し、高齢者については、介護保険料の所得段階区分をもって住民税非課税であると判断できますので、簡易に業者さんに確認していただくことを想定しています。なお補助金の適切な運営のため業者さんを経由してその情報を提示していただくこと

副会長	を想定しています。 利用者の情報を各事業所で管理し、高齢福祉課に掲示をする作業が増えると思うが大丈夫ですか。
高齢福祉課 会長	そうですね。 各団体の上に総括する場所があって、そこに登録すれば全てが使えるような仕組みになると理想だが、その役割を社会福祉協議会さんが担ってもいいような気がします。現状だと確かに負担が増える可能性があります。
社会福祉協 議会	藤田委員のご指摘は個人情報情報が広がることを懸念されているようですので、むしろ社会福祉協議会が取りまとめてば撒くということではなく、各事業者が登録の際、「当事業所だけでこの情報を使用します」という確認の元、利用者に納得しいていただいたほうが、むしろ個人情報の取扱いという意味ではよろしいのではないかと思います。社会福祉協議会では、現在 50 人少々の方が対象となっていますが、登録の際に一度確認すれば、そう、入れ替えがある訳ではないので実効は可能だと思っております。
会長	ご意見ありがとうございます。もしかしたら他の団体に誰も登録しない可能性もあるし、どのような問題が起こるか始まってみないと分からない。この新しい制度の創設については、よろしいでしょうか。では、この制度が創設されることを前提に次の議題に入りたいと思います。平成 24 年度料金改定について事務局よりご説明をお願いします。
事務局	制度創設に伴い、各事業者さんへ高齢福祉課よりご説明させていただき、料金改定の申請をしていただきました。お手元の資料のとおり一覧にまとめさせていただきましたが、本人非課税、世帯非課税という表現、又は各事業者さんで従前の料金体制が異なり見づらい部分もございます。本日は 3 団体さんに来ていただいておりますので、この資料を元に各団体さんより説明をいただきたいと思っております。
会長 福祉カフエ テリア	始めに福祉カフェテリアさんお願いします。 今回の市の補助被該当者については、現行のとおり料金の変更はございません。補助対象者については、市からの補助金を差引いた金額が改定後の料金となっております。対価以外の料金については、当社では待機料金がなく片道 1 回、往復で 2 カウントの料金を設定しているのに対し、市の補助は往復で 1 カウント定額単価 400 円となっている関係で、片道 0 円、往復であれば現行どおりの 1 回分 400 円をいただくことにいたしました。
会長 社会福祉協 議会	続いて社会福祉協議会さんお願いします。 私たちは今までは委託事業として行っていましたが、24 年度以降は制度改正に伴い委託事業が撤退となり、今までは委託事業ということもあり対象者を厳しく絞られていましたが、今後は今まで対象とならなかった方の枠も広げ社会福祉協議会の独自事業として、この事業を継続して行くことを考えております。そのためにまず料金改定として 3 つの区分にしています。1 つ目の区分として福祉有償運送の利用対象者となる方でご本人さまが市民税課税対象者の方については初乗り料金として 3 キロ未満 400 円、その後 1 キロにつき 150 円を加算していきます。ストレッチャー利用者については運転するスタッフともう 1 人付けることとしていますので、その人件費とシーツ等のクリーニング代として 2,500 円をいただきたいと考えております。2 つ目の区分の方は今まで委託要件となる方で、ご本人さまが市民税非課税で要介護認定 3、4、5 のいずれか若しくは身体障害者手帳、下肢または体幹機能障害 1、2 級保持者の方で、初乗り料金は頂かない形で走行距離 1 キロにつき 130 円。ストレッチャー料金を 1,000 円いただきます。3 つ目の区分は 2 つ目の要件と同じですが、市民税が世帯で非課税となる方で走行距離 1 キロにつき 100 円。ストレッチャー料金は無料ということで行ないたいと思っています。この料金体系については今までの委託対象であった方にはなるべく料金を変えずに移行できるようにと考えています。また新たに対象となる方については、なるべく他の事業所と料金が同じになるように考え料金設定をしております。
会長 幹福祉会	最後に幹福祉会さんお願いします。 当会におきましては、改定後の料金として補助金非該当者については時間料

<p>会長</p>	<p>金、距離料金の変更はなく、ストレッチャーを利用した場合、一律 2,500 円。該当者については、時間料金の部分で最初の 1 時間をマイナス 400 円、ストレッチャー利用料金を無料ということで考えております。</p> <p>ありがとうございました。何かご質問、ご意見等ある方はお願いします。今回の改訂に関しては、基本的には業者さんに入るお金は変更がなく、補助の部分だけを差引いているのと社会福祉協議会さんの輸送対象者枠を広げているということです。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料の訂正をさせてください。一覧表の下部に米印がございますが、1 月 4 回と書いてありますが、1 事業者 1 月 3 回までという表現で書かせていただいているのと 60 キロ以上とありますが 60 キロを超えたもので、60 キロは補助対象内という風に訂正させていただきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>特にご意見等がないようでしたら協議がこの場で調ったということで、運輸支局さんに変更の書類を申請していただくこととなります。よろしく申し上げます。つづいて次第 5、その他について事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>5. その他</b></p> <p>お手元の資料 5 をご覧ください。前回の協議の中で周知というお話がありました。先日、日野市のホームページに福祉有償登録団体 5 団体の情報を掲載させていただきました。当然ホームページだけでは情報の周知に限りがございますので、前回もご報告させていただきましたが、立川市さんでケアマネさんからの紹介があり利用者さんが増えているというお話を聞きました。3 月に日野市でケアマネ連絡会が開催されますので、簡単なパンフレット等を含め周知活動をさせていただきたいと考えております。それ以外にも福祉有償 5 団体だけではなく介護タクシー等の業者さんについても徐々に情報提供できたらと考えております。簡単ではございますがご報告とさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>タクシー業者さんの情報ももう少し積極的に載せていただけたらと思えます。今回は料金改定の協議をいたしました。サポート日野さんと自立生活センター昭島さんは、補助事業を今のところ活用しないということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>11 月ごろ事務局と高齢福祉課と 5 団体に説明に行かせていただきました。その中で本日の 3 団体については申請いただきましたが、自立生活センター昭島さんは利用者が少ないことや手続き的な面もあり、様子を見させていただき、今後の状況に応じて申請をさせていただきたいと伺っております。サポート日野さんについては事務手続き上、少し煩雑さがあるかなというところと、福祉有償自体が上手く回転している状況ではないということもあり、今回の補助制度は事業者さんにとってプラスの要素というよりも利用者さんにとってのプラス要素であるとか、事務費としての 1 件 150 円という補助との兼ね合いなどもあり、今回は見合わせるというお話を聞いております。</p>
<p>会長 福祉政策課長</p>	<p>分かりました。ありがとうございました。</p> <p>次回の協議会についてお話をさせていただきたいと思っております。次回は 23 年度の各団体の実施状況についてのご報告をさせていただく予定で、5～6 月ごろの開催を想定しております。後日、日程調整をさせていただきたいと思えます。併せて今年度の 6 月末日をもって委員の皆様任期が満了となります。次期の協議会委員構成にあたりまして、それぞれの選出母体を始め、お願いすることになろうかと思えます。その際にはよろしくお願いたしたいと思えますし、引き続きご協力をお願いいたします。次回についてはその様な形で予定をしておりますので、予めご了承いただければと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で本日の協議会を終了いたします。長時間ありがとうございました。</p>